

令和8年 富士見町 訓令

第 7 号

職員服務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年3月25日

富士見町長 渡 辺 葉

職員服務規程の一部を改正する規程

職員服務規程(昭和39年富士見町訓令第4号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「旅行命令票」を「出張命令(依頼)票」に改める。

様式第1号を次のように改める。

出張命令(依頼)票 概算請求書 精算請求書										決裁	課長	係長	総務課長	庶務人事係	
起票日		課名		出張請求者		種別		概算金額		精算金額		追給(返納)額			
								円		円		円			
出張年月日	出張用務	出発地	到着地	宿泊地	鉄道賃		船賃		航空賃		車賃	宿泊手当		宿泊費	左記以外の特別な職務従事者に係る日額旅費
					運賃	急行料金等	運賃	乗台料金等	運賃	乗台料金等		夜数	定額		
・					円	円	円	円	円	円	km	日	円	円	円
・															
・															
・															
・															
一般会計	款	項	目	事業	節	細節	計			(km×30円)		(日×定額)			
変更命令				変更事項				包括宿泊費 (バック料金等)		円	合計金額		円		

● 決裁区分：特別職及び課長の出張、職員の県外出張【副町長決裁】 職員の県内出張【課長決裁】

● 出張個人別支払明細書：出張職員が複数人にわたる場合は、別紙出張個人別支払明細書を添付

● 出張命令は出張命令ごと一様式で処理をすること

● 旅費は最も経済的な通常の経路及び方法により計算すること

● 旅行役務提供者への支払以外の宿泊費は、支出命令書に領収書を添付すること

● 宿泊費に朝食または夕食のいずれかに相当するものが含まれる場合の宿泊手当は、3分の2の額とすること

● 宿泊費に朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合の宿泊手当は、3分の1の額とすること

【摘要欄】

注意事項

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。